

第52回 東大阪市子ども・子育て会議
議事録

日時：令和8年2月24日（火） 14:00～16:00

場所：本庁舎18階大会議室

出席者：子ども・子育て会議委員

14名

（関川会長、中川(千)副会長、大西委員、川南委員、中城委員、森内委員、西岡委員、岩崎委員、斎藤委員、岸本委員、中川(和)委員、村上委員、奥野委員、伊藤委員）（中西委員代理・中泉氏）

事務局

26名

（山本、森田、岩本、太田、早崎、川東、大川、西田、和田、高品、赤穂、西野、松木、小泉、藤原、樽井、坂根、野下、森川、三木、野村、川口、谷口、三宅、東村、出井、森島）

計40名

資料

【資料1】R8認可施設一覧

【資料2】各施設別利用定員数（令和7・8年度）

【資料3】第3期東大阪市子ども・子育て支援事業計画 代用計画

【資料4】特定教育・保育施設配慮を必要とする児童の入所認定審査部会

【資料5-1】子ども子育て会議幼保連携検討部会

【資料5-2】子ども子育て会議幼保連携検討部会資料

【資料6】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会

【当日配布資料】【資料5-2・差替】子ども子育て会議幼保連携検討部会資料

議事録

●事務局

ただいまより第52回子ども・子育て会議を開催する。

本日、委員18名中14名の出席をいただいている。また、中西委員に代わり代理で中泉氏がご出席されている。東大阪市子ども・子育て会議条例第6条第2項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされているが、本日は定足数を満たしていることをご報告申し上げます。また、本会議は、議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定としている。

会議についても公開を原則としているため、東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針に従い、傍聴の方が1名いらっしゃることをご報告しておく。

なお、本日の会議は議事録作成のため録音させていただいているが、発言のある方については挙手をお願いしたい。担当がマイクをお持ちするので、そこで発言をしていただければよい。それでは、関川会長に、このあとの議事進行をお願いします。

●会長

今年度2回目の子ども・子育て会議となる。一つは教育・保育施設の利用定員の状況について、次に誰でも通園制度が始まるため代用計画について検討してきたので、報告いただきたいと思う。そして各部会からの報告が議案として挙げられている。令和8年度以降の東大阪市の幼児教育・保育や子育て施策の充実に向けて皆様のご意見をいただきながら議論を進めてまいりたい。委員の皆様にはそれぞれの立場からご意見をちょうだいしたい。

それでは議事に従い、議事1の令和8年度認可施設について事務局より説明をお願いします。

●事務局

令和8年度の新規認可予定施設2施設について説明させていただく。

表の1の恵果こども園について、保育園から幼保連携型認定こども園へ移行となる。表の2が幼保連携型認定こども園進修第二幼稚園について、幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行となる。

まず一つ目の恵果こども園について、3号認定及び2号認定は移行前の保育園と同じ定員設定である。表中の認可定員になるが、3号、2号の下に新たに1号認定の設定がされている。3・4・5歳の各年齢で1名ずつ合計3名について新たに受け入れる予定となっている。

次に二つ目、幼保連携型認定こども園の進修第二幼稚園について、幼稚園からの移行であり3号認定について0歳児の設定はなくゼロ、1歳児が5名、2歳児が10名で合計15名。続いて2号認定について3・4・5歳児が各15名で合計45名。1号認定について3・4・5歳各20名の合計60名となっている。総受入数が120名となる。以上の2園を合わせて、表右側の認可定員増員分計欄について、3号が15名、2号が45名、1号が63名の合計123名の受入れ増となっている。

開園時間等、幼稚園型一時預かり事業などは資料中段に記載している。補足として、進修第二幼稚園については、旧園舎があった敷地を整備中のため、園庭及び園舎の延床面積については現時点での予定㎡数を記載している。新規認可施設一覧については以上である。

●委員

今のご説明で、3号が15名、2号も45名、特に進修第二幼稚園の方で大きく増となるということであったが、第6整備圏域でのこの増について、地域の状況等、どのように市は把握しておられるか。まだまだ待機が多く整備していく必要があると考えているのか、今回のこの合計123名増は、地域で安定した需要と供給のバランスがあるからだと考えておられるのか。

●事務局

第6整備圏域については本市内で児童数が一番多い圏域であるため、今回の増員分を合わせてもまだ待機が出るという可能性もある。未入所児童の解消にはまだ十分な増員とはいえないと考えている。

●会長

将来的な少子化の動向を踏まえて、圏域ごとの児童数の減少見込みについてデータとして持っておられるか。これまでの計画の傾斜率をそのまま使って5年、10年経過した時に、それぞれの圏域で就学前の人口がどう減少していき、教育保育施設の利用率を今のまま推移させると足りなくなるのか余るのか。おそらく余る圏域と、なお足りない圏域が出てくることが想定される。

計画の中では明らかにしていないが、事務局としてそのようなデータをお持ちになられた上で、今の委員の質問にもデータを提示してお答えいただけるとありがたい。

これまでは、保育所が足りない、こども園が足りないということを前提に、増やすための計画を作ってきた。これから2035年に向けては、余ってくることに對して、市としてどう対応するのかの考え方が、この会議においても重要になると問題意識を持っている。是非ともその点についても踏まえながら先ほどの委員の質問にご回答いただけるとありがたい。

●事務局

計画上は、圏域ごとに供給量と需要量を表にして比較をしている。国の予想では、令和7年度に保育利用者がピークアウトするとされており、本市の計画もそれに合わせてピークアウトして今後減っていくという想定をしていた。しかし、まだまだ保育ニーズが増えているという現状で、国の想定とは少し違う動きが見られると考えている。現状の減っていく想定であっても、少し提供量が不足すると考えており、慎重に考えていく必要があると感じている。計画上の数値をどのように精査していくかについては

検討中であり、本日はお示しすることができない。

●委員

資料の1番の園は私どもの圏域であり、今回のことで近隣園への申込者数が変わってきた。認可保育園・認定こども園ともに、整備が増えると申込者数は増えるのではなく、やはり減ってくる。

その周りの小規模保育施設や、さらに認可外保育施設・企業主導型の方がもっと減ってくるということも想像できる。資料の2番の園における60名増の部分が最近までなかなかわからない状況であったが、それぞれの保育園や幼稚園がどれぐらいの予定で2号3号を受け入れるかという情報がなかなかこちらに入ってこない。だから地域で一緒にやっていくために、会長がおっしゃられたとおり本当に足りているのか足りていないのか、あまり増やしすぎても施設数が多くなり、皆がしんどくなってしまうということもあるため、今まで以上にシビアに数字を確認しながらやっていただきたい。民間保育園定数外入所、弾力運用をさせていただくことも可能であるため、幼稚園協会様とも一緒に協力しながら、まず既存施設でカバーしていくということが大切ではないか。

●会長

幼稚園については、ほぼほぼ幼保連携型認定こども園に移行されていると思うが、あと何園ぐらい残っているか。附属幼稚園のようなところはおそらくそのままと思われるが、民間のいわゆる幼稚園で、まだ移行が終わっていないところについて市で把握していれば教えていただきたい。認定こども園に移行する予定であって、相談を受けているようなところはあるか。

●事務局

現在、まだ認定こども園に移行していない民間の幼稚園については4園ある。のちほど説明させていただく資料2に記載している。この4園について、個別具体的に移行についてのご相談は現状承っていない。

●会長

来年度の会議の際に、4月1日時点の定員状況などを示した表について、それぞれの圏域ごとの空いているところ、埋まっているところが可視化できるようなものの提示をご検討いただきたい。

それでは、議事2各施設別利用定員数について説明をお願いします。

●事務局

資料2について、令和7年度・令和8年度の定員数を記載している。令和8年度の表において網掛けになっている部分が、前年度より変更があった施設である。2歳児保育料無償化を見据えて定員変更を行うケースが多いため、2号及び3号認定を中心に説明させていただく。

2. 石切山手幼稚園 1号93名減、2号15名増、3号19名増

9. 四季の風幼稚舎 1号5名減、2号6名増、3号4名増

15. 花園幼稚園 1号7名減、2号9名増、3号6名増

23. 鴻池学園幼稚園 1号29名減、3号29名増

29. さわらび保育園 1号5名減

45. 47については、資料1にて説明した新規の認定こども園となる。

53. 朝陽ヶ丘幼稚園 1号15名増、2号15名増

67. くるみ保育園 3号5名増

82. あいせん保育園 令和9年度末閉園予定、閉園に向けた定員変更 2号16名減、3号14名減

107・109～111の公立保育所について再編整備計画により2号認定を合計96名減らし、令和7年度末で閉園予定である。

118～120・122については、認定こども園にまだ移行していない園である。

市内施設利用定員の増減について、令和7年度と比較し1号認定は101名減、2号認定は32名減、0歳

は2名減、1・2歳は66名増、3号認定としては計64名増、総合計が69名減となっている。

●会長

ただ今の説明にご意見、ご質問はあるか。

定員ではなくどれだけ入所しているかの実員が知りたいところであるため、こちらも検討いただきたい。ずっと気になっていたのが、定員についてはないが小規模保育の今後を誰かが考えないといけな。小規模保育に関しては、この10年、事業計画を策定するにあたって、まさに保育園やこども園を作らず、幼稚園や保育園を認定こども園化することにより1号2号の受け皿を確保するというところで、とても感謝に耐えないぐらい、本市において施設の不足している部分をカバーしていただいている。しかも民間の力でカバーしていただいていたが、3歳以降は別の保育園やこども園を探さなければいけないというところについては市民の方もとても気になっていると思う。

この間、小学校との関係では連携プログラムを検討されているが、この小規模の連携についても、どこと連携しているかではなくて、市の関与のもとで保育の質がきちんと繋がっているかどうかという質の管理に取り組んでいただけるよう今後検討いただきたい。

おそらく、定員ではなく実員の状況を見ると、何とかしなければならない状況にきているということが見えてくるのではないかと。是非とも検討をお願いしたいところである。

どなたか小規模を経営なさっている方で、ご自身のところだけでなく、本市全体の小規模の現状について、いかがか。

●委員

こちらの法人では保育園と小規模を運営しており、保育園があるので比較的情報は入ってきていると思う。小規模を独自で運営しておられる法人については、どのようになさっているのか。自分自身が抱えている問題を他の園でも同様に問題として感じておられるのか、全く横の繋がりががないためわからない。コロナ前には集まりがあったと聞いているがその後はなく、私立園長会については市が関与して制度変更など丁寧にご説明を受けておられるようである。そのようなものが小規模では全くなく、日々我々も不安を感じている状況である。保護者たちは一般的には0～5歳まで通わせたいと思われることが多く、小規模があることで現実的に兄弟の2園分離も当たり前のようになっている。こちらとしても兄弟同じ園への通園の方がよいと思うので、積極的に転園の応援をさせていただいている。毎年転園者が多く、昔のいわば無認可保育園のような状況で運営をしており、保育の積み重ねという部分でも非常に苦労している状況である。

●会長

市にお願いしたいのは、情報の共有や、他の園がどのように考えていてどのようなことをしているのかを知りたいということ。ただいまの発言について他にご意見等あるか。市より小規模についての考えなど話していただけることはあるか。これは今回に限った問題ではないため、また改めて議題としていただいて、現状及び方向性についてお話いただきたい。事業計画を進めていくうえでも、小規模や企業主導型の行方は直接本市の子どもや家庭に関わる重大な話であるため、民間の話だからと知らないふりをするのではなく、事業計画の中での検討課題の一つとして位置付けていただきたい。

議事3の第3期子ども・子育て支援事業計画代用計画（こども誰でも通園制度）の変更について、事務局より説明をお願いする。

●事務局

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定時に、こども誰でも通園制度の量の見込みなどを設定することが困難な場合は、何らかの代替措置を講じることとされており、その代替措置として自治体が策定すべき代用計画の様式がこども家庭庁より定められたため、令和6年度に代用計画を策定した。今回はその代用計画について、令和7年度の実績をもとに見直しを行った。

国が算出する方法を用いており、1. 令和7年度以降の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用需要と提供体制について説明する。左端の列の就学前児童数については、各年齢の推計人口となり令和6年度の作成時からの変更はない。対象児童数については、各年齢の推計人口から、保育園・認定こども園などの認可保育施設や、企業主導型保育施設に通っている子どもを除いた、つまり今こども誰でも通園制度を利用できない子どもを引くことにより算出された数を対象児童数として記載している。そして利用者数（需要量）については、7年度の実績を加味し記載している。令和8年度以降は、こども誰でも通園制度が本格実施となることにより、制度が浸透することを見込み、認定件数を年々増加させている。月3件ずつを認定件数の増加として記載している。利用率については、利用者数（需要量）を対象児童数で割ることにより算出している。7年度の0歳児で4.204%、1歳児が4.542%、2歳児が7.007%となっている。必要受入時間数について、利用者数（需要量）に子ども1人がこども誰でも通園制度をひと月に利用できる上限時間である10時間を乗じたものとなっている。令和7年の0歳児の利用者数の38に10を掛けて必要受入時間数は380となっている。必要定員数（供給量）の見込み・計画数については、ひと月当たりの受入時間数を1日8時間×月22日の176時間で割り小数点第1位を切り上げて算出している。令和7年度の0歳児では、必要受入時間数の380を176時間で割って算出している。供給見込み量について、令和7年度にこども誰でも通園制度を実施している施設の年齢ごとの定員の合計を記載している。令和8年度の供給見込み量は、8年度向けの意向調査を実施した結果を反映したものである。具体的には現在14園が実施予定であり、令和7年度から6名増加すると見込んでいる。9年度以降の施設数はそのまま維持することで、計画数として落とし込んでいる。

2. 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について、3. 特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項について、こども家庭庁においての基本姿勢の改正により新たに計画への記載が必要とされたものであり、記載をしている。

●会長

思ったより必要定員数が少ないという印象を受けられているのではないかと。国の計算式に当てはめて算出していくと必要定員数にたどり着くということになっている。

●委員

現状のこども誰でも通園制度を実施している14施設の受入年齢について2歳児が非常に多く0歳児がほとんどない状態である。6か月から満3歳まで利用できるものであり、0～1歳児のこども誰でも通園制度を民間保育施設や認定こども園を活用いただけている状況であってほしいという希望があったが、現実的にはそうっていない。これは本市のみに限らず全国的に起きている現象である。制度の見直しを行う必要もあるだろうし、運営部分においても安定的でないという話も聞いている。数字を見る限りではやはり2歳児に偏りがあると感じている。

●会長

圏域ごとに、利用したいと思われている子育て中の市民の方が身近なところで利用できるように対象施設は配置されているか、というところが先ほどの委員指摘のうちの一つであるかと思う。なかなか手が挙がらないのは、運営単価の問題と職員確保の問題があると考えられる。各教育・保育施設の職員定員も確保するのが大変な状況のなかで、誰でも通園制度の方に職員を配置して受入れ体制を整えるということまでいかないため、圏域ごとにばらつきがあるのではないかと。

●事務局

身近にある圏域もあれば、実施園がない圏域もあるため、今後本格実施を見据えて利用状況の把握や利用者に対するアンケート等を行い、圏域間での不均衡また各年齢における不均衡についてどう解決していくかを検討していく必要があると考えている。

●会長

利用できる通園制度がない圏域はどこになるか。

●事務局

第1圏域、第3圏域について、実施園がない状況である。

●会長

早急にと言いたいところではあるが、なかなか調整が見つからない部分もあると思う。機会を改めて進捗状況をご説明いただきたい。

次に、議事4 各部会より報告について、3つの部会まとめてご説明いただきたい。

●事務局

令和7年度特定教育・保育施設配慮を必要とする児童入所認定審査部会について、説明させていただく。令和7年度については当該部会を1回開催し、令和8年4月入所の配慮を必要とする児童の保育施設入所申込の状況について報告を行った。また、保育所入所業務についての課題事項の検討も行った。認定審査部会は令和8年1月16日に開催させていただき、昨年度委員の任期満了を迎えたため今年度委員委嘱をしており、新たに2名の委員をお迎えしている。また、入所選考に関する審議内容として、令和8年4月入所の配慮を必要とする児童の保育施設入所申し込み状況について報告を行った。また今年度は入所選考上、配慮を必要とする児童の該当がなかったため、事例を紹介し、認定審査部会の審査内容について整理検討を行った。

●事務局

幼保連携検討部会についてご報告させていただく。令和7年度9月末に小学校と就学前教育保育施設間で連携校区を確定し、小学校と就学前教育保育施設間で公開授業や公開保育のやりとりを始めた。資料5-2にある資料2をご覧ください。こちらは令和7年10月から始まった架け橋プログラムの進捗状況を確認するために、公立、私立を含めた146学校園に送付をしたものである。12月末に調査を行った。調査項目については、事業や保育参観等の情報のやりとりや参観回数や内容、参観による成果や発見と連携における課題を聞いており現在集計中である。

令和8年4月より架け橋プログラムを本格実施する。資料3の架け橋プログラム事業実施にあたっての体制づくりについてご覧いただきたい。令和8年度の組織図、体制図となっている。令和8年度は、各学校園より幼保こ小連携担当者を1人選出し、事務局主催の幼保こ小架け橋担当者連絡会に出席していただく。幼保こ小架け橋担当者連絡会では、中学校区の取り組みや市内全域の進捗状況等の情報交流、好事例の共有をする予定である。中学校区にある小学校では、窓口連携推進会議いわゆる校区会議を学期に1回程度開催していただく。話し合っていただく内容としては、子ども同士の交流の計画、先生間の情報交流、参観や研究授業、保育参観の日程調整、合同研修等の年間計画を立てていただく。令和8年度についてはモデル地域を設置し、架け橋プログラムの先行実施を行う。現在、相互参観等が進んでいる英田中学校区をモデル地域とし展開予定である。スケジュール調整や相互参観の仕方等、連携のあり方についての事例を挙げて、他校区へ周知を行う予定である。また、小学校と園の縦の連携だけでなく、小学校同士、園同士の横の連携についても実践を深めていく。

つづいて、資料4 令和8年度幼保こ小架け橋担当者連絡会についてご覧いただきたい。事務局主催で年3回の会議を予定しており、小学校・前期課程51校と幼保こ95園の代表者146名に出席をいただく。第1回目は架け橋プログラムを設定するにあたってとし、架け橋プログラムの進め方についての方向性や校区会議の進め方についてお知らせする。

それでは、資料1-1 架け橋プログラム骨子例をご覧ください。こちらは架け橋プログラムをどのように進めていくかという指針になるものである。フェーズを4段階に分け、フェーズ1を始める、フ

フェーズ2を知る、フェーズ3を深める、フェーズ4を続ける、と意味づけをし、段階的に連携を進めていく予定である。項目としては、内容別に分類し上段に体制づくりと情報共有、中段に教育保育の相互理解と質的向上、下段に子ども同士の交流の推進とした。上段の体制づくりと情報共有については、多様性の包摂として、特別な支援を要する子ども、日本語指導を要する子どもも含めた形で、配慮を要する子どもの情報共有としている。運用の仕方について、令和8年度はどの学校園もフェーズ1始めるからスタートをする予定である。資料1-1を参考にいただきながら校区の課題を踏まえ教職員による対話を通じて、来年度はフェーズ1における具体案、つまり資料1-2を作っていただき、各校区に応じた架け橋プログラムを作っていく予定である。

第2回目は授業や保育の進め方について研修を深めていく。こちらはオンデマンド配信及び資料と動画を含めて考えている。第3回目はモデル地域による実践発表を行う。また、架け橋プログラムに対する理解を深めるため、大学の先生等による架け橋プログラムについての講話を予定している。来年度の組織体制については以上となる。

この間ワーキング会議等を2回ほど行い、委員の皆様から様々な意見を聴取した。現在、地域におけるめざす子ども像というものが各校区で掲げられている。資料を添付しているので、後ほどご覧いただきたい。

●事務局

特定教育保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会について、資料6をご覧いただきたい。

当選考部会を令和8年2月20日に開催し、保育事業者の選考を実施した。まずは部会委員について①に記載のとおり、子ども・子育て会議委員の3名、臨時委員として公認会計士の方、また臨時委員として本市福祉部法人・高齢者施設課の職員、合計5名である。

内容としては②に記載のとおり、東大阪市では、共働き世代の増加などにより依然として家庭における保育ニーズが高い状況であり、保育需要の増加も継続するという見込みから、民間保育施設を旧市営上小阪西住宅（北街区）の敷地に整備するため、保育事業者を公募し選考を行った。公募の条件として、同じ整備圏域以外で、社会福祉法人や学校法人として認可園を運営されている場合は、2号と3号を合計して定員150名を基本の施設とする。もしくは同じ整備圏域内での移転による増改築の場合は、現状の定員から60名増とする。このような条件となっている。現在選定手続き中であり、事業者が決定されたら市有地の売却手続きを経て、保育施設整備を進めていただき、令和10年の4月1日から運営を開始していただく予定としている。

●会長

3つの部会の報告があったが、ご意見ご質問はあるか。

二つ目の幼保連携部会から説明があった架け橋プログラムの内容について、ご質問等あるのではないかと。

●委員

架け橋プログラムについて、資料5-1の意見の中で先生方からも出ているように、第三者的な立場で俯瞰して支えるようなコーディネーターの配置の検討はされているか。現場の先生方の負担が現状でも多いなかで、さらに負担が増えるだけになってしまわないか、保護者としても心配している。

子どもたちが入学後に体を動かす機会が急に減ってしまったり、長時間座って過ごしたりという環境の変化にとまどう子どもが多いということも保護者間でも感じている。このプログラムが小学校に慣れるための準備に偏るのではなく、幼児期の育ちを踏まえた形で小学校1年生の学校での過ごし方を少しゆっくりと進めるようにしていただければと感じている。

●会長

少し内容に踏み込んだご意見であったが、お答えいただけるか。

●事務局

ワーキング会議の中でも、架け橋コーディネーターや幼児教育アドバイザーが必要ではないかという議論が挙がっている。東大阪市でも幼児教育アドバイザーの資格を持っておられる方はたくさんいらっしゃるが、現在教諭として働いておられるため、フリーで動いていただける方がいないという状況である。今後フリーで動いていただける方の選定を含めて検討していく予定ではあるが、来年度については配置できない状況である。

子どもたちの環境の変化についてだが、遊びを通しての学びを就学前教育保育施設にて行っており、小学校に入学すれば45分の授業を椅子に座って聞くといったところで大きな格差があると言われている。他市の事例等を見ても、幼児教育の遊びの部分を取り入れる小学校がたくさんあり、いきなり学習に入るのではなく遊びの時間を設け、遊びを通して学べるような工夫をされている。東大阪市でも安心して子どもたちが過ごせるようなスタートを切れるように取り組みを進めていきたい。

●委員

ワーキング会議にも参加しているが、コーディネーターを是非つけていただきたいということを私どもも申し上げているところである。現場の先生方が認定こども園や保育所、幼稚園との接続連携を図っていくことになるなかで、当事者同士で気づくことも一定あるが、その地域の問題について偏っているのでは隣の学校区ではどうなっているのか等第三者の立場で比較ができるような方がおられないと、取組における地域の格差がどんどん大きくなっていってしまう。モデル地区として実施されるということだが、そのモデル地区と他の地区が同じように実施できればいいが、園や学校が違うため地域間での差が出てくると思われる。コーディネーターを一体誰が担うのかについてもワーキングにて議論があった。資料5-2の資料3<組織図・体制図>のイメージ図の上から二番目、事務局会議に記載されている学校教育部・みらい教育室・子どもすこやか部が事務局となるため、こちらの職員の方がコーディネーターを担われるのがいいかとワーキング会議にて挙がっていたため検討していただきたい。

また、こども園・保育園・幼稚園も遊びを通しての学びがあるため、そこから小学校の学習に繋がっているということを形にしたものが勉強会では出ていた。探究心を持ってアクティブラーニングしていくという学び方について、幼稚園や保育園では進めているところであるため、小学校でも繋がりを作っていけるような連携を進めていけたら、という話し合いがあった。

●会長

小学校校長会の立場から、小学校で架け橋プログラムについて運営していただく形になるが、懸念されていることや事務局に望むこと等あればご意見をいただきたい。

●委員

先生に尋ねてみると、教科書会社等もこういった連携を踏まえたような内容で教科書を作成されており、指導書もそれに沿った形で作成されているとのことである。せいかつ科という教科があるが、この中には遊びも含まれており、小学校にどのように馴染んでいくかという方向で作られているため、教科書に沿って進めていくだけでも一定、架け橋教育といった形にはなっていると感じる。さらに提案にもあったように推し進めていくなかで、小学校側から言えば、コーディネーターが基本的にはつかないということであると、幼保こ小架け橋担当者連絡会にてきちんと周知していただき、各学校から出る担当者が進め方等をきちんと理解し実施していけば成り立っていくのではないかと。ただし、各学校での温度差が生じるということについて否定はできないが、事務局の方で担当者連絡会を使いながら周知徹底していただければと思う。

●会長

小一プログラムということがよく言われるが、現場の先生方からするとどのような問題が具体的に起こ

っているか。

●委員

小から中と比べ幼保から小となると、様々な幼稚園・保育園・こども園から子どもたちが集まってくるため、子どもたちについて実際に引き継ぎ等を行うが、入学して一緒に過ごしてみないとどのような過ごし方をしてきたか、どのような子どもたちなのかということがわからない。小学校に入学すると幼稚園とは全く違い、ゆくゆくは45分の授業を椅子に座って過ごしてもらうことになり、様々な問題も出てくる。座ってられない子もいるかもしれないし、子どもたちとのトラブルが絶えないということもあるかもしれない。学習以前の問題のところもしばらく一緒に過ごさないとわからないというところがある。

●委員

施設に所属している子どもたちは意岐部小学校に通っているが、この小学校区には幼稚園がなく、子どもたちは岩田こども園に通園している。地域の違う園に通っているため、小学校に入学した時知っている友達がいないという状況である。このような幼稚園がない地区はどのように対処されるのか。

●事務局

意岐部地区については幼稚園が過去に閉園しているが、保育園・子育て支援センターがあり、こちらの施設において就学前教育・保育を中心となって進めていただく。

●委員

岩田こども園に通っている子たちが意岐部小学校に入学した時、ほとんど知り合いがいない中での不安などがある。繋げていくということであれば、もう少し幅広く考え、この地区はこうするといったように明確にしておかないと不安である。

●事務局

架け橋プログラムからは話が逸れるかもしれないが、子どもたちがその地区の小学校に上がっていくということが今まではスタンダードであったが、違う小学校に上がるということが少しずつ増えてきている。その都度、就学にあたって子どもたちが不安にならないように小学校とも話し合いを行っており、一日入園や給食交流などを実施し、細かく話し合いをさせていただいている。個別の対応にはなってくるため必ずしも叶うというわけではないが、校区が違うため子どもが置き去りにされるということがないようにしている。

●会長

また状況が見えてきたらご意見をいただきたい。

●委員

学校にはスクールソーシャルワーカーやスクールワーカーの方がおられ、そこにコーディネーターが増えたら、保護者の立場からすると、どなたが何を担っておられるのかがわかりにくくなる。ただ、小学校に上がる時にサポートいただけるといふ保護者の不安の解消という点ではありがたいと感じている。45分間の授業に耐えることができない場合や友達とのトラブルが起こった時に、コーディネーターの方が動くというイメージよりもカンファレンスのような会議をしてその分の加算をきちんと先生方につけていただきたい。手帳を持っている子どもたちの場合、福祉に携わる方にも入っていただき、小学校一年生の担任の先生だけが大変な思いをすることのないような連携ができるようになって考えているが、そのためにコーディネーターがいるという認識でよいか。

●事務局

特別支援の子どもについて引継ぎが大事という話があったが、園と学校の先生間での直接的なやり取りとなる。コーディネーターについてだが、架け橋プログラムが教育課程を滑らかにしていくことを第一義的な目的としているため、どのようにすればうまく交流できるか、そういった場をコーディネートするということが役割だと考えている。

●副会長

架け橋プログラムの仕組みについて、幼保こ小のライフステージにおいて個人が親子で努力して何とか頑張ってもらうわけではなく、子どもを中心にしながら幼稚園・保育所・こども園が地域の小学校とつながりをうまく作っていきこうというシステムを東大阪市でも取り入れて進めていただいているということは改めて理解を進めているところである。進めていることがその進捗状況やどのような仕組みであるかが保護者にとっても理解していただけるように周知していただきたい。そうやって浸透していけば、今までしんどくなってしまっていた子どもたちの数も減っていくだろう。節目における階段がなだらかになっていくことを願う。教育課程を滑らかに進めると事務局からもあった。連絡会において子どもの様子が中心にはなるが、子どもにとって切っても切り離せない家庭や保護者の思いについても理解していただきたい。地域には里親家庭から通っている子どももいるし、児童養護施設から通っている子どももいる。子どもを通して理解していくことになると思うが、子ども自身がスムーズに自分のことを語るまでには時間がかかる。保護者にあたる方たちから状況を把握し、理解を促していけるような仕組みの視点をお持ちいただきたい。

●会長

今、委員よりお話があった点について、事務局いかがか。

●事務局

おっしゃられるように子どもたちはまだ小さいため、なかなか自分の思いを十分に伝えられないというところはあるかと思う。委員ご指摘の保護者の方の多様性や保護者の思いもキャッチをしながら、この架け橋プログラムについては保護者の方や地域の方も含めたものであると文科省も申しておるため、そのあたりを大切にしながら進めて参りたい。

●会長

スクールソーシャルワーカーについてはどこかの会議で参加できるようなものになっているか。保護者の方の参加についてはどのようにお考えか。

●事務局

今の時点ではフェーズIの段階から進めていくので、現時点では保護者の方に入っていただく会議体について想定していない。これからカリキュラムとして進めていくところになると、例えば地域における会議においてPTAの代表の方にご出席いただいたりしてご意見を頂戴する場が出てくると思われる。スクールソーシャルワーカーについては特定の会議には位置付けられていないが、校区の中でスクールソーシャルワーカーを含めた会議も定期的に行っており、積極的にご参加いただくようアナウンスしているため、そちらで情報の共有はさせていただけると思っている。

●会長

資料3のイメージ図では、今の説明はどこにあたるか。

●事務局

窓口連携推進会議（校区会議）がそれにあたる。この校区会議を新たに新設するか既存の校区会議の中

に入れるのかによって、スクールソーシャルワーカーの位置付けの有無が変わってくるかと思う。

●会長

保護者の参加について考えられるのはどこになるか。

●事務局

まだ来年度の枠組みの中には入っていない。ただし、学校区では地域教育協議会という年3回ほど地域の方に学校のあり方を聞いていただく会議があるため、その中で架け橋プログラムの状況についてお伝えする機会は出てくるかと思われる。

●会長

課題を抱えている子どもたちの代弁ということ、制度の中でもしっかりと意識して組み込んでいただきたい。小学校に任せていると漏れてしまうこともあるかもしれない。枠組みを作る段階で市としての方針をしっかりと示していただきたい。

新たな民間園の整備についてはいかがか。この状況でさらに施設を作るのかと心配ではあるが、足りない地域だということだと思う。

●委員

この話を聞いて、既に進んでいることであるためこのまま進めて行かれるということだと思うが、この子ども・子育て会議では、一定待機児童は解消しておりこれからは量より質だということが毎回議論されている。そのような中ですごく人数の多い園が新設される。私どもの法人内の園ととても近い場所であり、開設されたら法人内の園も含め近隣の保育施設における利用状況などもどうなっていくかという不安を感じている。こちらの会議ではそのような話がない中で、例えば今後また市から突然発表があったりするのかという疑問は感じている。

●会長

現場感覚でいえば保育園は余っていて定員確保も大変な状態にあるのに、新たにその地域において新設園として150名の枠を設けるとすれば、当然周辺には大きな影響が出る。そこを検討された上であえて公費を投入して民間にお願いするとはいえ施設を作るのかということについていかがか。

●事務局

第3期東大阪市子ども・子育て支援事業計画における施設整備予定の令和7年度から令和11年度5カ年の施設整備の計画がある。施設整備予定の計画に則り、認可園の整備を行っていくものである。今回令和10年度の第6第7圏域に該当する整備に併せて位置付けている。第6圏域の廃園に該当する園の整備、また令和10年度は第7圏域での整備計画がある。施設整備の予定に合わせての整備となっておるため、今後も整備については子ども・子育て会議に諮った後にこの支援事業計画のもと進めていく。

●会長

以前作成した計画では確かに新設の整備計画を盛り込んだが、今実行する状況においてこの圏域で150定員の施設を作った場合にどのような影響が出るのかを検討し報告いただいた上で、新設のための選考部会を立ち上げるという説明をいただいた方がより丁寧ではないか。計画自体は3年ほど前に作成したもののなので、その時の状況では施設の整備が必要だという思いであったと思うが、現在の状況だと新たに施設を作る必要が本当にあるのかという見直しをするべき時期に来ている。より積極的な事実を提示していただき、なお新たな施設整備が必要だということをご説明いただけるとありがたい。

●委員

資料1にて2施設で2号3号が60名増えるというご説明があったが、こちらが第6圏域となる。今回の新設については、第6第7圏域についてであるということである。4月から募集が始まるが、近隣への影響として、認定こども園や認可保育園等の定員については通常とおり埋まっていくと思う。ただ、小規模保育施設や企業主導型といった社会資源をしっかりと活用していただくということが大事だと思う。また、認可外保育施設もあるため、そちらの質もきちんと管理していかなければならないが、現状ある既存の施設でカバーリングがどれだけできるのかも見ていただきながら、弾力運用・定数外入所をさせていただき民間保育園の協力も見たなかで、かなり余裕をもってこれだけ多く整備をして、新しい園を作っていかなければならないということも理解はできる。しかし、出生数が著しく減少してきているなかで、待機児童対策という時代ではなく、既存園で何とか協力しながら乗り越えていく。国全体が出産しやすい体制を見直さないと、出生数は右肩上がりにはならない。足りないからすぐ整備、を繰り返すのではなく、きちんと検討していただきたい。また、そのような結論になるのであれば、事前に細かな説明を既存園の会の方へも報告いただきながら慎重に進めていただきたい。

●会長

計画に沿っていくと、令和10年にもう一カ所施設の整備があるのか。

●事務局

令和10年度に第7圏域において1施設新設か、定員を増加させ改築し整備を行うということが予定されている。

●会長

改めて周囲の状況と就学前の子どもの人口減の状況について照らし合わせながら、慎重に進めていただきたい。

●委員

児童育成支援拠点事業の、令和7年度から需要量は推計されているが供給計画が示されていないことについて、前回の会議にても質問させていただいた。今後の方向性や検討のスケジュールについて現時点で共有できることがあれば教えていただきたい。

●事務局

前日もご質問いただいたところではあるが、需要量については記載しているが、実際にどのような事業所ができるのか等についての調査はこれから進めていく。令和8年度中に検討を進めたいうえて今後の展開を検討していく必要があると考えている。

●委員

こちらの会議が就学前から小学生までの子どもを対象としているということは理解しているが、子どもの成長は連続していると私自身は感じており、特に中学生は心の変化が大きい時期である。架け橋プログラムのように接続を意識した取り組みが重要だと感じている。この接続の視点を、本市として小中一貫の流れがあるなかで、思春期までを見通した支援の連続性というものをどのように整理されているのか。このようなことを総合的に議論できるような場があれば教えていただきたい。

●事務局

現時点で説明が難しいため、整理をしたうえで改めて説明させていただく。

●会長

次回にはご説明いただけるか。

●事務局

事務局にて整理させていただく。

●会長

様々な計画が別立てで出てきているので、どこに位置付けて議論するのか事務局内でも考えがばらばらなのかもしれない。整理していただきたい。

●委員

中学校区で架け橋プログラムについて地域教育協議会にて話をする機会があったが、そちらには中学校も入っているということであったが、架け橋プログラムに中学校は入っていないということか。

●事務局

東大阪市は既に小中一貫を進めてきている経過がある。中学校区ごとで教職員が議論しながら選定し、9年間でどのように子どもを育てていくのかということに既に取り組んでいる。当然、小中だけではなく就学前も含めて連続した学びが必要であるため、全てに入るということにはならないと思うが、中学校区でこのような子どもたちを育てていくためにどのような学びをしていくのかという視点は、校区の連携会議にも落とし込みながらという形になっていくかと思う。その流れの中のスタート地点として、小学校一年生と就学前というところに取り組んだ一つの接続として捉えて取り組みを進めて行くことになる。

●委員

保育会からの相談であるが、今年度4月からの採用予定の保育士の採用があったが、その方のお子さんが保育園への入所不承諾だったために職場に戻れないという事象について数件の報告が上がってきている。保育士が現場に戻れない、また採用してもらえないという形になると、その1人で4～6人見ていただけたものが対応できない。特に採用できないという部分が問題である。フルタイムの就労者の場合指数は高いが、新たに採用する方や終了確定予定の方については指数が低いという現状になっている。この点について4月から非常に困っているという意見が聞いているだけでも数件あり、他にもあるのではないかと。早急に検討いただけるようお願いしたい。

●事務局

東大阪市の保育施設入所選考基準について、市内の認可保育施設で週25時間以上勤務する保育士に対し、調整指数として、保育士加点14点を付与している。これにより、保育士世帯の多くは入所選考で上位になる傾向がある。しかし、妊娠出産などで一時的に離職などして、年度当初から市内の認可保育施設で保育士としての採用内定が出ている方の場合、就労確定の指数プラス保育士加点となるため、現行の基準では指数が高くないため、お子様の保育施設の利用が困難になるケースが毎年発生している。保育士不足の中、保育士の就業を妨げない入所選考のあり方は喫緊の課題であるため、保育士加点の見直しも含め指数の見直しなど今後検討していきたい。

●会長

是非お願いしたい。本来であれば市単独の処遇加算を検討していただきたい。東大阪市は大阪市に負けているのでどうせ働くなら少しでも給与が高い大阪市の保育所で働きたい、となるのは当然である。にもかかわらず、東大阪市の保育所で働きたいが、子どもを預ける先がなく働けないという事態に関しては、点数をご検討いただくことで、それが可能となるのであれば速やかにこのようなことを繰り返さないように内容をご検討いただきたい。

他にないようであれば、本日の議題は以上となる。以上をもって、第52回子ども・子育て会議を閉会す

る。